装管調第２００２０号
令和４年１２月１４日

防衛技監
長官官房各装備官
長官官房審議官
長官官房総務官
長官官房人事官
長官官房会計官
長官官房監察監査・評価官
長官官房各装備開発官
長官官房艦船設計官
各部長
施設等機関の長
各地方防衛局長
殿

防衛装備庁長官
（公印省略）

契約履行中の航空機等の航空事故調査及び報告等に関する事務要領について（通達）

標記について、別紙のとおり定めたので通達する。

添付書類：別紙
写送付先：各幕僚長

別紙

契約履行中の航空機等の航空事故調査及び報告等に関する事務要領

（通則）

第１条　この要領は、航空事故調査及び報告等に関する訓令（昭和３０年防衛庁訓令第３５号。以下「訓令」という。）第１２条の規定に基づき、防衛装備庁において中央調達（装備品等及び役務の調達実施に関する訓令（昭和４９年防衛庁訓令第４号）第３条に規定する装備品等及び役務の調達をいう。）による契約（新たに取得するための契約を除く。）を履行中の航空機及び無人航空機の航空事故調査及び報告等に関し必要な事項を定めるものとする。

（用語の意義）

第２条　この要領における用語の意義は、訓令に定めるもののほか、次の各号に定めるところによる。

⑴　航空事故　訓令第２条に規定する航空事故の範囲の事故をいう。

⑵　長官　防衛装備庁長官をいう。

⑶　補助者　事故機の契約に係る補助者（調達品等に係る監督及び検査に関する訓令（昭和４４年防衛庁訓令第２７号）第３条第１項に規定する補助者をいう。）のうち最上位の者をいう。

⑷　担当官室長　事故機の契約を所掌する調達事業部航空機調達官、調達事業部航空機調達官付回転翼室長、調達事業部航空機調達官付航空機部品器材室長、調達事業部輸入調達官又は調達事業部輸入調達官付有償援助調達室長をいう。

⑸　現地調査　航空事故の調査のうち､航空事故に係る情報及び資料を収集し、整理し、並びに評価する活動をいう。

⑹　大事故　訓令第２条の４に規定する大事故をいう。

⑺　中事故　訓令第２条の４に規定する中事故をいう。

⑻　小事故　訓令第２条の４に規定する小事故をいう。

⑼　その他の事故　訓令第２条の４に規定するその他の事故をいう。

⑽　地方防衛局等　補助者が所属する地方防衛局、地方防衛支局又は地方防衛事務所をいう。

⑾　地方防衛局長等　地方防衛局等の長をいう。

⑿　速報要領　緊急事態等が発生した際の速報について(防官文第２６２３号。２０．３．７）及びその委任規定に基づき定められたものをいう。

（航空事故発生時の処置）

第３条　補助者は、航空事故が発生した場合（航空機及び無人航空機の行方不明並びに航空事故が発生したおそれがある場合を含む。以下同じ。）には、次に掲げる事項について適切に実施し、その結果を逐次、担当官室長に通知しなければならない。

⑴　救難状況の確認
⑵　航空事故現場の確認
⑶　人員の死傷及び事故機の損壊の程度の確認
⑷　秘匿性の高い物件の確認及び保護
⑸　その他補助者が必要と認める事項

２　補助者は、前項の処置に加えて、現地調査が開始されるまでの間、次に掲げる事項について可能な限り実施するものとする。
⑴　航空事故の目撃者及び航空事故関係者の証言の聴取
⑵　残がい分布図の作成
⑶　航空事故現場の写真の撮影
⑷　航空事故関係通信内容の整理
⑸　その他航空事故の調査に必要な情報及び資料の収集

（速報要領に基づく速報）

第４条　補助者は、航空事故が発生した場合又は必要と認めた場合には、その認知の時点で判明している事項について、速報要領に基づく速報を行うものとする。

（航空事故速報）

第５条　補助者は、航空機について大事故若しくは中事故に該当すると認められる航空事故が発生した場合又は必要と認めた場合には、訓令第４条第１項各号に掲げる事項について判明した事項を、別記様式第１を基準に作成し、担当官室長に速報し、担当官室長は長官に報告を行うものとする。

２　補助者は、無人航空機について大事故若しくは中事故に該当すると認められる航空事故が発生した場合又は必要と認めた場合には、訓令第４条第２項各号に掲げる事項について前項と同様の措置をとるものとする。

３　小事故又はその他の事故に該当すると認められる航空事故についても、自衛隊に所属する航空機若しくは物件以外の航空機若しくは物件に損壊があった場合又は隊員以外の人員に傷害があった場合においては、前２項に準じた措置を取るものとする。

４　前３項の報告事項について報告後新たに判明した事項がある時は、その都度報告しなければならない。

５　前４項の速報及び報告については、前条の速報要領における速報との重複をいとわず行うものとする。

（事故機及び航空事故現場の保存）

第６条　補助者は、事故機及び航空事故現場を保存するよう契約相手方に指示するものとする。ただし、これらの保存が困難な場合には、必要な処置をとるものとし、極力、現地調査に支障をきたさないよう処置するものとする。

（航空事故調査委員会の設置）

第７条　大事故若しくは中事故に該当すると認められる航空事故が発生した場合又は長官が必要と認めた場合、防衛装備庁に航空事故調査委員会（以下「委員会」という。）を設置するものとする。
２　委員長は、調達事業部長をもって充てるものとする。ただし、長官が必要と認めた場合は、長官又は長官が指名する者を充てるものとする。
３　委員会の運営に関し必要な事項は、調達事業部長が別に定めるものとする。

（航空事故調査報告書の作成及び提出）
第８条　委員長は、航空事故の調査を行った上で、委員会の審議を経て、航空機の航空事故の場合は別記様式第２を基準に、無人航空機の航空事故の場合は別記様式第３を基準にして、航空事故調査報告書を作成し、関係する調査資料を添えて､航空事故の発生の日から４箇月以内に長官に提出しなければならない。ただし、やむを得ない事情により所要の期間内に提出できない場合は、理由及び提出見込み時期を長官に報告しなければならない。

（小事故等の調査）
第９条　小事故又はその他の事故に該当すると認められる航空事故が発生した場合、補助者は、防衛装備庁における契約事務に関する訓令（平成２７年防衛装備庁訓令第３４号）第５章第３節に掲げる契約物品及び官給物品等の事故に定めるところにより処置するものとする。
２　航空事故には至らなかったものの、自衛隊の任務遂行又は社会的に大きな影響が予想される場合においては、補助者は、必要に応じ、航空事故の調査に準じた調査を行うことができる。
３　前項の規定により調査を行った場合、補助者は、別記様式第２又は別記様式第３を基準にして、調査報告書を作成し、担当官室長と調整の上、航空事故の発生又は認知の日から４箇月以内に長官に提出するものとする。

（航空事故再発防止策）
第１０条　委員長は、航空事故の調査結果のうち必要な事項について、契約相手方に通知し、航空事故再発防止策に係る報告を求めるものとする。
２　前項の報告を受けた委員長は、補助者に対して、航空事故再発防止策についての所要の評価を実施させるものとする。
３　委員長は、前項の評価を踏まえ、別記様式第４を基準に、航空事故再発防止策報告書を作成し、委員会の審議を経て、第１項の報告の日から４０日以内に、長官に提出するものとする。ただし、やむを得ない事情により所要の期間内に提出できない場合は、理由及び提出見込み時期を長官に報告しなければならない。

（航空事故調査への協力等）
第１１条　航空事故において、自衛隊に所属する航空機、物件又は隊員以外の航空機、物件又は人員が関連する場合においては、委員会、補助者及び担当官室

長は、国土交通大臣その他の行う調査に協力するものとする。
２　防衛装備庁内の関係部署及び地方防衛局等は、委員会の運営を含め、航空事故の調査に関して必要な協力を行うものとする。また、必要に応じ、調達事業部長から、関係する幕僚監部に対して、調査への協力を依頼するものとする。
３　航空事故に関係する隊員及び航空事故を目撃した隊員は、航空事故の調査に関し、協力するものとする。
４　航空事故に関する報道等については、防衛装備庁の広報活動に関する実施要領について（装官総第１０号。２７．１０．１）に基づき、適切に対応するものとする。

（雑則）
第１２条　この要領に関して補助者の実施により難い場合は、補助者に代わり、担当官室長が別に指名し、実施させるものとする。
２　前項のほか、この要領の定めるところにより難いと認められるものについては、調達事業部長は、長官に申請して特例を設けることができる。
３　航空事故が発生した場合の迅速な対応のために、補助者及び担当官室長は、航空機及び無人航空機の飛行情報について把握するよう努めるものとする。

（委任規定）
第１３条　この通達の実施に関して必要な事項は、必要に応じ、調達管理部長、調達事業部長又は地方防衛局長等がそれぞれの所掌に属する事項について定めるものとする。

航　空　事　故　速　報　（第　報）

1　事故発生調達部等　＊		（契約相手方）	
2　事故機　＊		型式：	機番号：
3　操縦者　＊		所属： 階級： 氏名：	
4　事故発生　＊	日　時		天候：
	場　所		
5　事故関係者の状況　＊			

6　事故の概要　＊　　（試飛行区分　　官飛行　　社飛行　　第　回目）

7　物件の損壊の概況　＊

8　捜索及び救難の状況　＊

9　事故の推定原因

10　事故に対する措置等

11　その他の事項

(1)　秘物件搭載の有無　　有　　無　　（措置：　　）

(2)　履歴

区　　分		製造年月日	修理年月日	製造後総時間	修理後時間
機　　体					
エンジン	1				
	2				
	3				
	4				

(3)　調達要求番号：

(4)　契約の種類　：

(5)　納　　期　：　　年　月　日

(6)　納入先部隊　：

12　長官指示事項

（注）＊ 印は基準項目を示す。

写　送　付　先	発　信　者	受　信　者	受　信　日　時
(1) 総務官　(2) 調達企画課長　(3) 企業調査官　(4) 事業監理官（航空機担当）　(5) 要求元			

別記様式第１（第５条関連）

別記様式第２（第８条、第９条関連）

年　　月　　日

航空事故調査委員長

航空事故調査報告書

1　航空事故の概要

(1)　地方防衛局調達部等名

(2)　契約相手方

(3)　航空事故の種別

(4)　事故機の機種、機番

(5)　操縦者及び航空事故の関係者

氏名					
階級					
任務					
認識番号					
生年月日					
年齢					
技能証明取得年月日					
計器飛行証明有効期間					
飛行時間	総計				
	当該機種				
死傷					

(6)　航空事故発生の日時、場所及び天候

ア　日　時

年　　月　　日　　時　　分

イ　場　所

ウ　天　候

(7)　飛行方式、任務区分

(8)　航空事故の発生時期

(9)　航空事故の形態、種類

(10)　航空機の損壊等

航空機の損壊状況	損害額	事故機の処置

2　航空事故の経過概要

3　調査した事実

4　調査分析

5　航空事故の原因

6　航空事故再発防止策に関する意見

7　添付書類

注：1　原因が複合した場合は、各原因を時系列に並記するものとする。

2　原因の末尾に、括弧書きで、操縦、監督、整備、器財、環境、管理及びその他に分類して付すものとする。

3　補助者が報告する航空事故調査報告書の場合、第６項を「航空事故再発防止策」とする。

別記様式第３（第８条、第９条関連）

年　　月　　日

航空事故調査委員長

航空事故調査報告書

１　航空事故の概要

(1)　地方防衛局調達部等名

(2)　契約相手方

(3)　航空事故の種別

(4)　事故機の機種、機番

(5)　操縦者及び航空事故の関係者

氏名					
階級					
任務					
認識番号					
生年月日					
年齢					
特技番号					
飛行時間	総計				
	当該機種				
死傷					

(6)　航空事故発生の日時、場所及び天候

ア　日　時

年　　月　　日　　時　　分

イ　場　所

ウ　天　候

(7)　航空事故の発生時期

(8)　航空事故の形態、種類

２　航空事故の経過概要

３　調査した事実

４　調査分析

５　航空事故の原因

６　航空事故再発防止策に関する意見

７　添付書類

注：１　原因が複合した場合は、各原因を時系列に並記するものとする。

２　原因の末尾に、括弧書きで、操縦、監督、整備、器財、環境、管理及びその他に分類して付すものとする。

３　補助者が報告する航空事故調査報告書の場合、第６項を「航空事故再発防止策」とする。

別記様式第４（第１０条関連）

航空事故再発防止策報告書

年　　月　　日

防衛装備庁長官　殿

航空事故調査委員長

<table>
<tr><td>調達要求番号</td><td></td><td colspan="2">納　　期</td><td></td></tr>
<tr><td>品　　名</td><td></td><td colspan="2">物別官　（室）</td><td></td></tr>
<tr><td>数　　量</td><td></td><td rowspan="2">認証</td><td>番　号</td><td></td></tr>
<tr><td>単　　価</td><td></td><td>年月日</td><td></td></tr>
<tr><td>金　　額</td><td></td><td colspan="2">関 連 書 類</td><td></td></tr>
</table>

上記契約物品において発生した航空事故に関して、付紙のとおり航空事故再発防止対策を講じたため報告する。

添付書類：付紙

付紙

航空事故再発防止策

1　航空事故の発生年月日

2　発生場所

3　機種・機番

4　航空事故の種別

5　航空事故の原因等

6　航空事故再発防止策及び処置状況等

対　　策	処　置　状　況	備　　考

7　その他